

令和元年度第1回
寝屋川市都市計画審議会
議事録

日時 令和元年7月30日(火)
午後2時00分から午後2時55分まで

場所 寝屋川市役所議会棟4階 第一委員会室

○出席者

①都市計画審議会委員 15名中13名出席

②理事者 市川副市長、大坪まち政策部長

③事務局 都市計画室 竹本室長、監物課長、湯田課長代理、
濱田係長、竹本、渡邊、森井
まちづくり事業推進室 仲西室長、浜脇課長代理
道路建設課 新谷課長、辻本課長代理

④傍聴者 0名

○議事内容

案件(1) 議案第142号

東部大阪都市計画道路の変更（市決定）

案件(2) 議案第143号

東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）

報告案件(1) 都市計画事業の進捗状況

報告案件(2) 特定生産緑地の指定手続き

令和元年度 第1回寝屋川市都市計画審議会 議事録

事務局

定刻となりましたので、ただいまより、「令和元年度第1回寝屋川市都市計画審議会」を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます都市計画室の竹本でございます。よろしくお願いいたします。

携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようにご協力をお願いします。

それでは、議題に入ります前に、新たに委員になられた方もございますので、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

最初に、1号委員でございます。

北大阪商工会議所理事の谷本雅洋様。

小國法律事務所弁護士の小國隆輔様。

摂南大学教授の熊谷樹一郎様。

摂南大学准教授の榊愛様。

農業委員会会長の北川博様。

続きまして、2号委員でございます。

市議会議員の山崎菊雄様。

同じく、市議会議員の吉羽美華様。

同じく、市議会議員の辻谷恵一様。

同じく、市議会議員の中谷剣将様。

同じく、市議会議員の中林和江様。

続きまして、3号委員でございます。

大阪府寝屋川警察署長の伊藤雅彦様。

枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長の鴨林由秀様。

最後に、4号委員でございます。

一般公募委員の三島時夫様。

同じく、一般公募委員の寺西千歳様。

市政協力委員自治推進協議会会長の中川芳行様。

以上でございます。

本日は、伊藤委員及び三島委員より欠席とのご連絡をいただいておりますが、委員15名のうち13名のご出席をいただいておりますので、寝屋川市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、伊藤委員の代理として、寝屋川警察署交通規制係の本田様にご出席頂いております。

なお、当審議会は、公開となっており、傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして市川副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長

副市長の市川でございます。開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、公私ご多忙のなか、令和元年度第1回寝屋川市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、本市の市政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

本市におきましては、この4月に中核市へ移行し、広瀬市長をはじめ職員一丸となりまして、市民サービスを充実させるべく都市格向上に取り組んでいるところでございます。

とりわけ、まちづくりにおきましては、「年齢構成のり

バランス」を目指し、「2軸化構想」の策定と実現に取り組んでいるところでございます。委員の皆様方にも、今後、更なるご協力を頂きたくお願い申し上げます。

さて、本日、お諮りさせていただきます議案は、「東部大阪都市計画道路の変更」外1件でございます。

また、以前に御審議頂いた都市計画事業の案件について、その後の事業進捗の報告等がございます。

内容につきましては、後ほど担当より説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、寝屋川市が快適で魅力ある都市であり続けるために、幅広い見地からご意見をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。恐れいりますが、ここで副市長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきます。

1. 次第
2. 配席図
3. 寝屋川市都市計画審議会委員名簿
4. 寝屋川市都市計画審議会条例
5. 令和元年度第1回寝屋川市都市計画審議会議案書
6. 令和元年度第1回寝屋川市都市計画審議会報告案件資料

となっております。

各資料につきましては、事前に配布をさせていただいておりますが、お持ちでない方や、不足等のある方は、お申

し出いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日の会議録については、後日、市のホームページ及び市役所情報コーナーにて公開させていただきます。

それでは、これより本日の案件に入らせていただきます。

熊谷会長、進行の方、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、案件に入ります。

案件(1)東部大阪都市計画道路の変更（市決定）について、事務局より説明して下さい。

事務局

案件の説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。主に説明は、前方のスクリーンでご説明させていただきます。お手元に議案書も配布しておりますので併せてご参照下さい。

それでは、案件(1)議案第 142 号東部大阪都市計画道路の変更（市決定）についてご説明させていただきます。

議案書の 1 ページから 6 ページが本案件に関するページですので、こちらをあわせてご覧ください。

変更する都市計画道路は、本市の東部で J R 学研都市線（片町線）寝屋川公園駅の南側に位置した道路です。

変更する理由は、J R 学研都市線（片町線）東寝屋川駅が寝屋川公園駅に改称されたことに伴い都市計画道路の名称を変更するものでございます。

変更する内容は、路線名を東寝屋川駅前線から寝屋川公園駅前線に、表中の下段のなお書き及び備考欄に記載している東寝屋川駅前東側交通広場、東寝屋川駅前西側交通広場を、それぞれ寝屋川公園駅前東側交通広場、寝屋川公園駅前西側交通広場へと変更するものです。

今回、変更する都市計画道路 3・4・215-33 号寝屋川

公園駅前線の計画図でございます。

本都市計画道路は、第二京阪道路から主要地方道枚方富田林泉佐野線をつなぐ約790mでございます。位置、延長、車線数、幅員に変更はございません。

参考に、議案書の6ページに、計画書の新旧対照表を添付していますので、ご参照をお願いします。

なお、本案件は名称の変更であることから都市計画法施行令第14条第1号の規定による軽易な変更該当するため、都市計画法第21条第2項の規定が準用する都市計画法第17条の規定に基づく都市計画案等の縦覧につきましては行っておりません。

以上で、案件(1)議案第142号東部大阪都市計画道路の変更(市決定)についての説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、案件(1)の説明が終わりました。これより、内容について、ご質問と併せまして、ご審議をお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか？

委員

J R 学研都市線と J R 片町線の表記の違いは？

事務局

J R 片町線が正式名称であり、J R 学研都市線は通称名でございます。一般的には、J R 学研都市線が広く使用されているため、J R 学研都市線と記載の上、括弧書きで片町線とするよう、統一を図っているところでございます。

会長

他にございませんか。無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

案件(1)東部大阪都市計画道路の変更(市決定)について、原案にご異議ございませんか？

委員

異議なし

会長

ご異議が無いようですので、案件(1)東部大阪都市計画道路の変更（市決定）について、原案通りとさせていただきます。

続きまして、案件(2)東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）について、事務局より説明して下さい。

事務局

続きまして、案件(2)議案第 143 号東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）についてご説明させていただきます。主に説明は、前方のスクリーンでご説明させていただきます。

議案書の 7 ページから 12 ページが本案件に関するページですので、こちらをあわせてご覧ください。

変更する地区は、本市の東部で、J R 学研都市線（片町線）寝屋川公園駅より西側に約 100m の打上高塚町、打上新町の各一部に位置しております。

変更する理由ですが、J R 学研都市線（片町線）東寝屋川駅が寝屋川公園駅に改称されたことに伴い地区計画の名称を変更するものでございます。

こちらは、寝屋川公園駅前線沿道地区の区域図でございます。区域に変更はございません。

変更する内容は、計画書の 1 行目の地区計画の名称を東寝屋川駅前線沿道地区から寝屋川公園駅前線沿道地区に、計画書の 4 行目からの地区計画の目標、土地利用の方針に記載されている東寝屋川駅を、それぞれ寝屋川公園駅へと変更するものです。

議案書の 12 ページに、計画書の新旧対照表を添付していますので、ご参照をお願いします。

なお、本案件は名称の変更であることから都市計画法

施行令第 14 条第 1 号の規定による軽易な変更該当するため、都市計画法第 21 条第 2 項の規定が準用する都市計画法第 17 条の規定に基づく都市計画案等の縦覧につきましては行っておりません。

以上で、案件(2)議案第 143 号東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）についての説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま、案件(2)の説明が終わりました。ご質問と併せて、ご審議をお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか？

無いようですので、質疑を打ち切ります。

案件(2)東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）について、原案にご異議ございませんか？

委員

異議なし

会長

ご異議が無いようですので、案件(2)東部大阪都市計画地区計画の変更（市決定）について、原案通りとさせていただきます。

ここで、寝屋川公園駅の駅名改称に関連して、事務局から報告がございます。事務局より説明して下さい。

事務局

J R 学研都市線（片町線）の駅名改称に伴い、高倉二丁目地区、打上地区、宇谷地区及び打上新町地区の 4 地区における地区計画の目標等において、地区計画の位置等を示す際に東寝屋川駅と表記しているものを、寝屋川公園駅に変更することを報告いたします。

会長

以上、案件(2)に関連し報告がございました。

続きまして、報告案件(1)都市計画事業の進捗状況について、事務局より説明して下さい。

事務局

- ・都市計画道路対馬江大利線事業の進捗状況の報告
(道路建設課)
- ・小路土地区画整理事業の進捗状況の報告
- ・打上高塚町土地区画整理事業の進捗状況の報告
(まちづくり事業推進室)

会長

続きまして、報告案件(2)特定生産緑地の指定手続きについて、事務局より説明してください。

事務局

- ・特定生産緑地制度の概要の報告
(都市計画室)

会長

以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。
慎重審議いただき誠にありがとうございました。

事務局

会長、議事進行、誠にありがとうございました。
最後に、寝屋川市まち政策部長の大坪より、閉会のごあいさつを申し上げます。

部長

閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

長時間に亘り、貴重なご意見やご質問を賜り有難うございました。本日は、都市計画道路の変更外1件について、ご承認いただき誠にありがとうございました。

また、本日、報告のあった案件につきましても、会長はじめ委員の皆様のご協力により鋭意取り組んでいるところです。今後も、同様にご指導、ご鞭撻賜りますようお願い

い申し上げます。

厳しい暑さが続くところですが、ご自愛いただき、益々
ご活躍されますことをご祈念いたしまして、お礼のご挨拶
とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。次回の開催は11月下旬を予
定しております。委員の皆様へは日時が決まりましたらお
知らせしますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和元年度第1回寝屋川市都市計画
審議会を閉会いたします。